

新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の緩和について

前年実績の無い事業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方も新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティーネット保証4号が利用できるように認定基準の運用を緩和しています。

従来の認定基準（対前年比較）

最近1カ月の売上高等と前年同月を比較

+

その後2カ月間（見込み）を含む3カ月間の売上高等と前年同期を比較



緩和後（条件を満たす事業者）

① 最近1カ月の売上高等と最近1カ月を含む最近3カ月間の平均売上高等を比較

② 最近1カ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+

その後2カ月間（見込み）を含む3カ月間売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

③ 最近1カ月間の売上高等と令和元年10月から12月の平均売上高等を比較

+

その後2カ月間（見込み）を含む3カ月間売上高等と令和元年10月から12月の3カ月間を比較

※最近1カ月の売上高と前年同月の売上高等の比較が適当でない場合は「最近6カ月間」の平均売上高等比較も可能です。（その際は6カ月間の売上高等の資料を添付してください）

※前年同期のいずれかの月に同感染症の影響を受けた後の期間が含まれる場合の比較対象については当該月に代えて直前同期の月を比較対象とします。